

和歌山県警察取調べ適正化推進要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和6年3月14日 務第14号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

警察における被疑者の取調べについては、全国的にその在り方を問われる無罪判決等が相次ぎ、警察捜査に対する信頼が大きく揺らいでいるところである。

こうした情勢に的確に対応するため、和歌山県警察取調べ適正化推進要綱を別記のとおり定め、警察本部に和歌山県警察取調べ適正化施策推進室を設置して取調べの適正化に関する各種施策を迅速かつ着実に実施するとともに、犯罪捜査業務を所管する所属及び警察学校において、指導教養体制を確立し、責任を明確にした組織的かつ効果的な指導教養等を、平成21年8月27日から実施していくこととしたので、適切な運用に努められたい。

なお、「和歌山県警察取調べ適正化施策推進室設置要綱の制定について（例規）」（平成20年4月4日付け刑企、務、生企、交企、公第42号）は廃止する。

別記

和歌山県警察取調べ適正化推進要綱

1 和歌山県警察取調べ適正化施策推進室の設置

(1) 警察本部に、和歌山県警察取調べ適正化施策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

(2) 任務

推進室は、取調べ適正化施策の企画、立案及び総合調整を行うとともに、施策の推進に当たり、必要な指導及び調整を行うことを任務とする。

(3) 構成及び運営

ア 推進室は、室長、副室長、室員、事務局長、事務局総括及び事務局員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 室長 警察本部長

(イ) 副室長 警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長

(ウ) 室員 警務部 総務課長、会計課長、警務課長、広報県民課長

生活安全部 生活安全企画課長、地域指導課長、少年課長、生活環境課長、サイバー犯罪対策課長

刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、鑑識課長、機動捜査分析課長

交通部 交通企画課長、交通指導課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長

警備部 警備企画課長、外事課長

(エ) 事務局長 刑事企画課長

(オ) 事務局総括 刑事企画課次席

(カ) 事務局員 総務課取調べ監督管理官、会計課予算管理官、警務課次席、警務課企画官、生活安全企画課次席、交通企画課次席、交通指導課次席、

警備企画課次席、警務課課長補佐（人事、企画担当）、生活安全企画課課長補佐（企画・指導担当）、刑事企画課課長補佐（企画・指導担当）、交通企画課課長補佐（企画指導担当）、警備企画課課長補佐（企画担当）、その他室長が指定する者

イ 会議は、全体会議、室長等会議及び室員等会議とする。

(7) 全体会議は、室長、副室長、室員、事務局長及び事務局総括が出席して開催する。

(イ) 室長等会議は、室長、副室長及び事務局長が出席して開催する。

(ウ) 室員等会議は、室員、事務局長及び事務局総括が出席して開催する。

ウ 室長は、必要があると認めるときは、会議を開催するとともに、前記アの推進室を構成する者以外の者の会議への出席を求めることができる。

エ その他推進室の運営に関して必要な事項は、室長が定める。

オ 推進室の庶務は、刑事企画課において行う。

2 取調べ適正化推進体制

(1) 体制の確立

ア 犯罪捜査業務を所管する所属及び警察学校に、取調べ適正化推進体制（以下「推進体制」という。）を確立する。

イ 推進体制の事務は、刑事企画課において行う。

(2) 任務

推進体制は、取調べ適正化に関する効率的な指導教養の推進を図るため、具体的かつ適切な指導教養を実現して、全警察官に取調べ適正化の重要性を認識させ、不適正な取調べの絶無を期すとともに、不適正事案発生時に組織的かつ適切に対応することをその任務とする。

(3) 構成及び運営

ア 推進体制は、取調べ適正化推進責任者（以下「推進責任者」という。）、取調べ適正化推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）及び取調べ適正化推進担当者（以下「推進担当者」という。）をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(7) 推進責任者 警察本部 課長、隊長

警察学校 学校長

警察署 署長

(イ) 推進副責任者 警察本部 次席、副隊長

警察学校 副校長

警察署 副署長、次長

(ウ) 推進担当者 警察本部 管理官、指導官、課長補佐

警察学校 校長補佐

警察署 刑事官、生活安全課長、生活安全刑事課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長

イ 推進責任者は、取調べ適正化の指導教養に関し、総括的な指示をするとともに、教養効果の検証を行い、その結果を刑事企画課を通じて室長に報告するものとする。

ウ 推進副責任者は、取調べ適正化の指導教養に関する会議、検討会の実施等の企画立案をするとともに、指導教養の中心的な立場で全捜査員に対する指導教養を行うものとする。

エ 推進担当者は、推進責任者及び推進副責任者からの指示や指導教養等に基づき、部下警察官に対する指導教養を実施し、その結果を随時、推進責任者及び推進副責任者に報告するものとする。

なお、警察署の推進責任者は、課長代理の職にある者を推進担当者の補助者に指定して、その任務を補助させることができるものとする。